

知って  
おきたい

# みんなの年金ガイド

## ご存知ですか？国民年金の 任意加入制度と付加年金制度

今月の年金相談

8月20日(水)

10:40～12:00

13:00～15:00

完全予約制

相談日の2日前までに申し込みください

役場第1・2会議室

### ○希望により加入できます(任意加入)

老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)は、20歳から65歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

次の方は、希望すれば国民年金の任意加入者となり、15,250円(平成26年度)の保険料を納めることができ、満額に近づけることができます。

- 「受給資格期間(25年)が不足している」、「年金額が満額にならない」という60歳以上65歳未満の方
- 海外在住の20歳以上65歳未満の日本人の方

### ○付加年金で年金額を増やすこともできます(付加年金制度)

老齢基礎年金を少しでも増やしたいという方には付加年金制度もご検討ください。

◇付加保険料は、月額400円です。

国民年金保険料月額15,250円に毎月400円を上乗せして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされる仕組みです。なお、お支払いは毎月の保険料と同様となります。

◇付加年金の額

上乗せされる年金額は、「200円×付加年金の納付月数」で計算されます。

<例>40年間(480か月)納付した場合

払った付加保険料 ⇒ 400円×480ヶ月 = 192,000円

受け取る付加年金額 ⇒ 200円×480ヶ月 = 96,000円(年額)

※2年間付加年金を受け取ると、納付した保険料の同額になるとともに、その後も一生涯受け取ることができます。

※付加年金加入時の注意点

- ①第1号(国民年金)被保険者にしか利用できません。
- ②国民年金基金との同時加入はできません。
- ③保険料の滞納のある方や免除を受けている方は加入できません。
- ④物価スライド形式ではありません。



● 詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください ●

◆問い合わせ先	請求手続きや届け出など	ねんきんダイヤル	☎0570-05-1165
函館年金事務所	・加入手続きや納入相談など	国民年金課	☎0138-56-1165
	・障害年金の請求手続きなど	お客様相談室	☎0138-82-8002
役場窓口	住民生活課社会係(窓口5番)		☎0137-62-2111(内線245)
	熊石総合支所住民サービス課		☎01398-2-3111
	落部支所		☎0137-67-2231

番号のかけ間違いにご注意ください

年金相談は完全予約制です。ご希望の方は、住民生活課社会係までご連絡願います。